

2023年3月22日

関係各位

一般社団法人全日本吹奏楽連盟
理事長 石津谷 治法

各種団体に関する登録規定及び各種大会実施規定の変更について（お願い）

先般、当連盟より発表した登録規定並びに各種大会実施規定の改定に関し、理事会で再検討いたしました結果、下記のとおり変更になりましたので、ここにご報告いたします。関係各位におかれましては、ご面倒をおかけしますが、ご理解の上、その対応をよろしくお願い申し上げます。

記

1 「加盟団体に関する登録規定の改定」

(1) 予定どおり令和5年度より実施いたします。

- ・ 登録規定に関する補足説明書を作成しましたので、ご覧ください。

2 「加盟団体に関する各種大会実施規定の改定」

(1) 実施時期を2024年度（令和6年度）からに変更いたします。

(2) 令和5年度通常総会においてご意見を伺い、情報を共有した上で、なるべく早い時期に実施規定をお示しします。

「加盟団体に関する登録規定」の補足

第2条（部門）

- （新） 1 部門は、小学生、中学生、高等学校、大学、職場、一般とする。
- （新） 2 学校教育法に基づく小学生、中学生、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

1 部門

- (1)「小学生部門」とは、学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童が参加する部門を指します。
- (2)「中学生部門」とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒が参加する部門を指します。

第3条（団体の構成員）

- （新） 1 小学生部門 同一小学校に在籍、または校外で活動する単独校や複数校混合団体に在籍している小学校児童とする。
- （新） 2 中学生部門 同一中学校に在籍、または校外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。（活動を共にする小学校児童は認める）

2 団体の構成員

- (1) 小学生部門、中学生部門における、校外で活動する単独校や複数校混合の団体とは以下のア、イの2種類を指します。
 - ア「それぞれの学校長が認めた複数校による合同の団体」
部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない小学校や中学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。【3-(2)参照】
 - イ「地域バンド等」
任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。
 - ウ「校外で活動する単独校」とは、吹奏楽部のない学校に在籍する児童・生徒によって編成される団体等を指します。
※ これらは本項「イ」に該当します。
- (2)その他、上記(1)ーア、イに該当しない団体の加盟登録については、全日本吹奏楽連盟理事会で検討し決定します。

3 加盟登録上の注意

- (1) 学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程(6年間)、特別支援学校の小学部は小学生部門に、中学校、義務教育学校後期課程(3年間)、中等教育学校前期課程(3年間)、特別支援学校の中学部は中学生部門に登録するものとします。
- (2) 2-(1)ーアを結成する場合は、構成するそれぞれの学校が学校単位で該当する部門に加盟登録していなければならないものとします。
- (3) 地域バンド等で小学生、中学生で構成された団体は、その構成員に応じて小学生、中学生のいずれかの部門に登録するものとします。
- (4) 一般団体に所属する小学生、中学生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会の部(小学生バンドフェスティバル、中学生の部)に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となります。
 - ① 構成員のうち小学生のみで小学生バンドフェスティバルに出場する場合。
→ 小学生部門への加盟登録も必要。
 - ② 構成員のうち中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合
→ 中学生部門への加盟登録も必要。